

2024年度賃金回答について

◎2024年度賃金改定

(1)社員

仕事給昇給の額は、仕事給昇給額表に掲げる額とする。

賃金改善分の基本給引上げは、既提案のとおり実施する。

(2)嘱託再雇用社員

賃金改善分の基本給引上げは、既提案のとおり実施する。

◎2024年度夏季手当

(1)社員

基準額は、基準内賃金に2.50(支払月数)を乗じた額とする。

支払日は、2024年6月28日以降準備でき次第とする。

(2)嘱託再雇用社員

期末手当Aにおける基準額は、基礎額に次の支払月数を乗じた額とする。

雇用期間3年以上の者 1.88ヵ月

雇用期間3年未満の者 1.25ヵ月

支払い日は、6月28日以降準備でき次第とする。

◎一時金の支払いについて

(1)支払い対象者

2023年6月1日現在、在籍する社員、地域社員及び嘱託再雇用社員とする。

(2)支払額

200,000円

(3)支払日

2024年6月28日以降準備でき次第とする。

ベア「0」春闘！！ 人事・賃金制度による

基本給引上げと春闘は別だ！！

本部は持ち帰り検討！！

怒りの再申入れ提出！！